

総額およそ
5億4千万円

町民生活を支える！ 物価高騰対策事業を実施

町では、物価高騰の影響を受けている町民皆さんの生活を守るため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」などを活用し、支援事業を実施します。

町独自の
新規事業

エネルギー価格高騰対策 特別支援事業

問 商工観光課
☎(内線)3522・3524

電力・ガスなどの価格高騰の影響を受けている家計の経済的負担を軽減するため、国からの交付金や町の基金などを活用し、町内の全世帯へ給付金を支給します。

対象 1月1日時点、町の住民基本台帳に登録されている世帯

支給額 1世帯当たり1万円

**2月上旬に対象の世帯へ
申請の案内を送付します。**

国からの
追加支給

非課税世帯などへ 給付金を追加支給！

問 福祉支援課 地域福祉班
☎(内線)3352

物価高騰などの影響を大きく受ける非課税世帯などに、既に7月から支給している給付金(3万円)について、国からの交付金を活用し、さらに7万円を追加支給します。

対象 令和5年度住民税均等割非課税世帯など

補助額 1世帯当たり7万円を追加支給

**2月中旬に対象の世帯へ
申請の案内を送付します。**

いずれも申請が必要です。詳しくは申請の案内をご覧ください。

総務省統計功績者表彰 (統計調査員表彰)を受賞

問 行政推進課 情報統計班
☎(内線)3243

統計登録調査員として長年にわたって各種統計調査に携わり、統計行政の推進に貢献した功績をたたえ、金子富美子さん(角田)が表彰されました。



金子さん

県選挙管理委員会表彰を 受賞

問 選挙管理委員会事務局
☎(内線)3225

町選挙管理委員会の委員長職務代理者として長年に渡り公正な選挙の執行に貢献した功績をたたえ、神寄孝雄さん(八菅)が表彰されました。



神寄さん

県老人クラブ連合会理事長表彰を受賞

問 高齢介護課 長寿いきがい班 ☎(内線)3339

平成28年度から大塚寿会の会長を務め、会の運営に尽力されているほか、町老人クラブ連合会の理事として町全体の老人クラブの発展に大きく貢献された功績などをたたえ、赤坂鉄男さん(中津)が表彰されました。



赤坂さん



愛川町商工業振興功勞表彰

問 商工観光課 商工労政班
☎(内線)3524

昨年11月23日、「令和5年度 愛川町商工業振興功勞表彰式」を開催し、優良従業員・優良技能者として10人の方々、優良店舗として4店舗を表彰しました。

◎優良従業員

松村 武さん(千葉電気株式会社)
熊坂澄雄さん(昭和エーテル株式会社 愛川工場)
吉村直樹さん(都市環境サービス株式会社)
高橋英樹さん(FLEX LION) 澤田祐介さん(FLEX LION)
澤田未紗さん(FLEX LION) 竹内孝文さん(FLEX LION)
千葉誉之さん(FLEX LION) 飛口 学さん(FLEX LION)

◎優良技能者 有村智恵さん(理容師)

◎優良店舗

オオヤ仏壇センター(小売業(仏具販売))
五稜郭(飲食店、仕出し・ケータリング業)
酒食彩々はらぺこ(飲食店(居酒屋))
ADAPAN(パン菓子製造・小売業)



表彰後の記念撮影

教育委員会表彰

問 教育総務課 庶務施設班 ☎(内線)3613

12月19日、スポーツ・文化活動で優秀な成績を取めた皆さんに、佐藤教育長から表彰状を贈りました。

受賞された皆さん

◎陸上競技

井上瑞葵さん(中津)
●令和5年度全国高等学校総合体育大会陸上競技大会
秩父宮賜杯第76回全国高等学校陸上競技対校選手権大会
(女子4×100mリレー) 5位入賞
酒井珂璃那さん(春日台)
●第58回神奈川県中学校陸上競技選手権大会(女子共通走幅跳) 優勝
●第36回神奈川県中学校選抜陸上競技大会(女子共通走幅跳) 優勝
●第69回全日本中学校通信陸上競技神奈川大会(女子共通走幅跳) 優勝

◎ラグビーフットボール

久末門和さん(中津)
●第19回全国高等学校合同チームラグビーフットボール大会
(U18決勝リーグ) 優勝

◎ソフトテニス

馬場佳千代さん(中津)
●第45回全日本レディースソフトテニス神奈川大会
きくブロック(ダブルス) 優勝

◎軟式野球

愛川町立愛川東中学校・愛川町立愛川中学校
軟式野球部合同チーム
●第49回関東近県中学生選抜野球大会 準優勝

◎フィンスイミング

水田尚宏さん(春日台)
●第3回フィンスイミングマスターズ世界選手権大会
4×50mBF(ビーフィンリレー) 優勝
4×100mBFSF(ビーフィン・サーフィス混合リレー) 3位入賞
北小路優子さん(中津)
●第3回フィンスイミングマスターズ世界選手権大会
50mSF(サーフィス)55~59歳部門 3位入賞
50mAP(アプニア)55~59歳部門 3位入賞
100mSF(サーフィス)55~59歳部門 3位入賞
4×100mBFSF(ビーフィン・サーフィス混合リレー) 3位入賞

◎マンドリン演奏

矢後毅宙さん(中津)
●令和4年度神奈川県高等学校総合文化祭
第22回高等学校器楽・管弦楽演奏会(器楽部門) 教育長賞



受賞された皆さんと、佐藤教育長、教育委員の皆さん

キャンパーも協力 中津川河川敷の美化活動を実施

昨年12月16日、中津川の良い景観を保つとともに、ごみの投棄・放置がしづらい環境づくりのため、一般参加の皆さんやソロキャンパー団体の「日本単独野営協会」の皆さん、町職員有志、合わせて43人が、愛川橋付近河川敷の草刈りと清掃活動を行いました。



作業の様子

互いに認め合う社会を目指して 人権啓発のつどいを開催

問 住民課 住民相談班 ☎(内線)3319

昨年12月2日、文化会館で「令和5年度 愛川町人権啓発のつどい」を開催しました。これは広く人権意識の普及と高揚を図るため、毎年、人権週間に合わせて開催しているもので、当日は中学生人権作文と中学生人権ポスターの優秀者の表彰や、優秀作文の朗読のほか、人権啓発講演会を行いました。

愛川町長・愛川町人権擁護委員協議会長表彰

- 人権作文優秀賞 天野結菜さん(愛川中3年)
田中向日葵さん(愛川中3年)
- 人権ポスター優秀賞 土田大翔さん(愛川東中3年)
馬場 楓さん(愛川中原中1年)

横浜地方法務局厚木支局長・ 厚木人権擁護委員協議会長表彰

- 人権作文優秀賞 天野結菜さん(愛川中3年)
- 人権作文入選 田中向日葵さん(愛川中3年)
- 人権ポスター優秀賞 馬場 楓さん(愛川中原中1年)



愛川町立
愛川中学校3年
天野結菜

「命の重み」

今、私達が生まれてこれたのはどうしてだろうか。ある日、家の本棚で日記を見つけた。その日記は「育児日記」。中を見てみると、そこには母が書いた、私の乳児期から幼児期にかけての頃の様子がびっしりと書かれていた。私がまだ生まれる前のエコー写真と妊娠中の日記も書かれていた。その日記を読んでいたら、ふと頭に少し前の記憶が蘇ってきた。いつか母に言われた言葉。「あなたは他の子と違って、たくさん時間をかけて苦労して産んだ子なんだよ。」

私は今まで命の重みについて真剣に考えることはあまり無かった。この世界に生まれてきたのは当たり前のように思っていた。最近、虐待や殺人に関するニュースをよく見かけるようになった。まだ生まれて間もない乳児や小さい子供が、親の虐待によって亡くなってしまふという悲しくて残酷なニュース。また、自分と歳の近い子が、いじめが原因で自殺してしまうという報道を目にする。そんな時、命の大切さを感じさせられる話を母から聞いた。

八年前、両親は私を産むために、約三年半の間、病院に言い続けた。そこで、両親は不妊治療という治療を始めた。中でも最終手段である「顕微授精」という技術的に一番高度な手術をしたそうだが、今では不妊治療は保険が適用されるが、当時はまだ保険が適用されなかった。一回の治療だけで数十万かかったと聞いたときは驚いた。経済的な負担だけでなく、体力的にも負担がかかった。この治療をするにあたって、様々な種類の薬を飲み、副作用と闘う。余程強い気持ちがないと挫折することもある。また、その治療をしたら必ず妊娠できるわけではない、一回平均二十パーセントから三十パーセントの確率と言われている。一度妊娠しなければ体と、二ヶ月休ませる必要がある。まるでギャンブルのようなものだった。両親は一回の治療では成功できなかった。それでも諦めず、何度も治療を繰り返したそう。そして二〇〇七年の夏、「私」という命を授かった。

この話を聞いたなら自然と涙を流していた。長い間苦勞し、私をこの世に迎えてくれたことに感謝と嬉しさで胸がいっぱいになった。私が生まれてからも、一つひとつの成長を喜んでくれていて、両親の愛情をたくさん感じて育ってきた。きっと、どの家庭もそうなのかもしれないが、それが当たり前でない家庭が現実ではたくさんある。

虐待や殺人の報道を耳にすると、どうしてそう簡単に命を奪ってしまうのだろうと思う。世の中には私の両親のように、授かりたくても簡単に授かることのできない人たちが約六組に一組の割合

でいると言われているからだ。それなのにこうした残念なニュースを聞く度に、この人たちの気持ちも分かって欲しいのになと思う。この世からいじめや虐待、差別などの人権問題がなくなるというのは簡単なことではないと思う。だからといって許されるわけでもない。親から授かった命を自ら絶つたり、自分の手で殺人を犯すということを絶対にして欲しくない。それに、この先長い人生がある子供の命を奪って欲しくない。子供は親を必要としているのに、そうやって傷つけて良いのか。些細なことがたつた一つの命を簡単に奪う。こんなことがあって良いのだろうか。自殺、殺人は良くないと口では簡単に言えるが、そうなってしまふ原因を作らないことが大切だ。いじめでは、いじめられている人、いじめられている人を見てみぬふりをせず、お互いを大切にしよう。さらに相談する人が一人でもいるだけで、命が奪われる原因は少なくなると思う。こうして、一つでも多くの尊い命が救われ、悲しいニュースを耳にすることがなくなっしてほしい。

私になにかできることがあるかと言っても、この社会を変えるような大きなこととはできないだろう。見て見ぬふりをせず、多くの人に寄り添って話をする。私ができることは、こんな小さいことだ。けれど、こんな小さなことでも救われる命があるのなら、私はたくさんの人に寄り添っていききたい。そして、私を産んでくれた人、たつた一つの命に感謝の気持ちを忘れずに生きていきたい。

生まれてきた人みんなが平等に愛され、平和に過ごす権利があるから。

※ 天野さんの作文は、厚木地区大会で優秀賞、そして県大会でも最優秀賞に輝き、現在、全国大会に推薦されています。



表彰後の記念撮影



土田さんの作品



馬場さんの作品

人権ポスター 受賞作品



愛川町立
愛川中学校3年
田中向口葵

「優しい声かけができる
世界へ」

なんだか近寄りたくない、そんな感覚があった。二〇一九年、世界で初めて新型コロナウイルス感染者が確認された。その頃はまだ他人事だと思っていたが、段々と感染が広がって、コロナという脅威が近づいてきた。最初に学校でコロナ感染者が確認されたのは、まだ小学校六年生くらいのおときで、コロナという得体のしれない見えないウイルスに恐怖を覚えた。絶対に感染したくない、そんな思いが強かった。

そんな時、先生から話をされた。感染した人は、しっかりと自宅療養をして他の人に感染させないことを確認して来ている。一度感染したという理由だけで差別やいじめをしてはいけない。私の考えが間違っていることを気付かされた。言われてみればそうだ。感染した人はしっかりと他の人にうつさないように学校を休んでまで自宅療養をしていたのに何もコロナについて知らない私が得体のしれない目の前のウイルスに不安をいだき、感染したくないという思いが近寄りたくないという感覚になってしまったんだと当時を振り返ると

思う。新型コロナウイルスに感染するより怖いことは感染した時の差別と偏見だ。感染した人は悪くなくとも、コロナに感染したという事実が差別や偏見を生んでしまう。

コロナによる差別は世間でも大きな話題となった。五類相当に引き下げられた今では考えにくいことだが、咳をしただけで感染者扱いをしたり、医療従事者とその家族が差別されたり、感染者が多いという理由だけでアジア人が差別されるといった様々な人権問題が生まれた。本来絶対あってはならないことだが、感染症によって差別や偏見が広がってしまった現状があった。コロナが流行し始めた頃、正しい知識がなく、得体のしれないウイルスに人々は不安を抱いた。結果、感染した人を差別したのだと思う。でもそれは間違っている。感染した人が一番怖いのだから、正しい知識を身に付けて、寄り添っていくべきだ。

過去にも感染症による人権侵害があったと聞いたことがある。代表的な例としてはハンセン病だ。昔から治らないとされてきたこの病気は、病気が進行することで顔や手、足などが変形することがあり、差別の対象となっていたそうだ。ハンセン病に感染してしまった人は遠く離れた島や、施設に追いやられ、隔離された。療養施設でもまともな医療が受けられず、強制的な園芸作業や厳しい外出制限があったそうだ。本来、一人一人に平等に与えられるべき自由が奪われてしまったのである。感染

した人はなにも悪いことをしていないのに、感染したという事実が差別や偏見を生み、その人たちを苦しめた。現代では、ハンセン病は治る感染症とされ、今まで隔離され差別や偏見に苦しめられてきた人々には国家賠償金が支払われたそうだ。

私は意外と感染症による人権侵害が身近にあることに驚いた。過去にも現代にも感染症による差別や偏見があり、多くの感染者が苦しめられてきた。感染した本人たちは何もしていないのに、感染したという理由だけで差別や偏見をされるのは理不尽だと思う。感染する可能性は誰にでもあるはずだ。もし、自分が感染して差別を受けたらどう思うだろうか。今まで仲の良かった人が感染を理由に差別してきたらどう思うだろうか。さっと悲しいと思う。怒りを覚える人もいるかも知れない。私は、感染症による差別や偏見がなくなることを願っている。感染するかもしれないという恐怖は誰にでもあると思う。その恐怖を差別や偏見に繋げないでほしい。私は誰でも一人一人の人が平等に自分らしく生きられる世界になってほしい。感染症によって人権が脅かされてはならない。相手を思いやり、優しい声かけをしてほしい。

もし、感染した人が治って、戻ってきたなら、「待っていたよ。」という声をかけられる優しい世界になることを願っている。

人権作文 受賞作品

審議会などの委員を募集します

町民皆さんの声をまちづくりに生かすため、各種の審議会などの委員を次のとおり募集します。皆さんの積極的なご応募をお待ちしています。

問 表内の問い合わせ欄をご覧ください

◎ 応募資格 次の要件をすべて満たす方

- 町内在住または在勤・在学の方や、町内に事務所・事業所をお持ちの方などで、原則として平日の日中の会議に出席できる方
- 他の審議会などの公募委員でない方
- 町職員および町議会議員でない方

◎ 応募期限 2月1日(木)

- ## ◎ 報酬
- 教育委員会点検・評価委員会は、会議1回につき6,000円
 - 上記以外の審議会は、会議1回につき8,000円

◎ 応募方法

「審議会等委員応募申込書」に必要事項を記入し、各担当課へ提出してください。郵便・ファクス・電子メールでも受け付けます。申込書は、役場1階町政情報コーナー、各担当課、文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザ、町ホームページで配布しています。

町ホームページ
「審議会等委員応募
申込書の様式」



委員を募集する審議会など

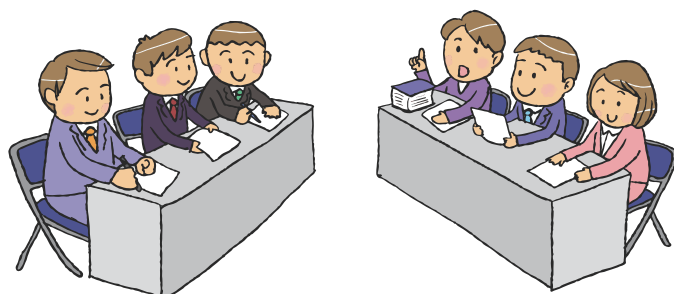
愛川ブランド認定審査委員会			
主な設置目的	愛川ブランド認定について審査・審議します。		
募集人数	2人	年間開催予定回数	2回程度
任期	4月1日～令和9年3月31日		
応募申込書の提出と お問い合わせ	総務課 広報・シティセールス班 ☎(内線)3220 FAX046(286)5021 ✉koho@town.aikawa.kanagawa.jp		

町民参加推進会議協働事業審査部会			
主な設置目的	各団体から応募のあった公益的な事業の提案内容を審査し、事業の採否を判断します。		
募集人数	1人	年間開催予定回数	2回程度
任期	4月1日～令和8年3月31日		
応募申込書の提出と お問い合わせ	行政推進課 協働・行政管理班 ☎(内線)3245 FAX046(286)5021 ✉gyousei@town.aikawa.kanagawa.jp		

教育委員会点検・評価委員会			
主な設置目的	教育委員会が実施している事業について、適正な執行が図られているか、点検・評価を行います。		
募集人数	1人	年間開催予定回数	2回程度
任期	4月1日～令和8年3月31日		
応募申込書の提出と お問い合わせ	教育総務課 庶務施設班 ☎(内線)3611 FAX046(286)4588 ✉kyoiku@town.aikawa.kanagawa.jp		

生涯学習推進プラン推進委員会			
主な設置目的	生涯学習推進プランの策定および総合的な推進に関する事項について調査・審議します。		
募集人数	1人	年間開催予定回数	2回程度
任期	4月1日～令和8年3月31日		
応募申込書の提出と お問い合わせ	生涯学習課 生涯学習班 ☎(内線)3642 FAX046(286)4588 ✉shogaigakusyu@town.aikawa.kanagawa.jp		

男女共同参画基本計画推進委員会			
主な設置目的	男女共同参画基本計画の策定および総合的な推進に関する事項について調査・審議します。		
募集人数	1人	年間開催予定回数	2回程度
任期	4月1日～令和8年3月31日		
応募申込書の提出と お問い合わせ	生涯学習課 生涯学習班 ☎(内線)3642 FAX046(286)4588 ✉shogaigakusyu@town.aikawa.kanagawa.jp		



町で策定を進めている計画(案)へ ご意見をお寄せください



町ホームページ
「パブリック・コメントに関するQ&A」

以下の計画(案)について町民皆さんからのご意見(パブリック・コメント)を募集します。

● 計画案の閲覧場所

役場1階町政情報コーナー、文化会館、ラビンプラザ、
レディースプラザ、町ホームページ

● 募集期間(閲覧期間) 1月5日(金)～31日(水)

※愛川町水道事業経営戦略改訂版(案)は、1月22日(月)～2月13日(火)

● 提出方法

閲覧場所に備え付けてある所定の用紙に必要な
事項を記入し、各担当課へ提出してください。
郵送・ファクス・電子メールでも受け付けます。

意見を募集する計画案

第3期愛川町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、地方創生の推進に向けた今後
4カ年の施策の方向を提示する計画です。

問 企画政策課 企画政策班

☎(内線) 3232 FAX 046(286) 5021

✉ kikaku@town.aikawa.kanagawa.jp

第9期愛川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)

高齢者の健康と福祉の増進を図るための計画と、介護保険事業の
円滑な実施を図るための計画を一体化し、総合的に推進するた
めの計画です。

問 高齢介護課 介護保険班

☎(内線) 3332 FAX 046(286) 5021

✉ kourei-kaigo@town.aikawa.kanagawa.jp

第3次愛川町男女共同参画基本計画(案)

令和6年度から令和11年度までを計画期間とする、性別に関わりな
く多様性を尊重する社会の実現に向け、必要な施策などをまとめた
計画です。

問 生涯学習課 生涯学習班

☎(内線) 3642 FAX 046(286) 4588

✉ shogaigakusyu@town.aikawa.kanagawa.jp

第2期愛川町自殺対策計画(案)

町の自殺対策の取り組みや事業の拡充など、町民の皆さんが、かけ
がえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない
町づくりを推進する計画です。

問 福祉支援課 障害福祉班

☎(内線) 3354 FAX 046(285) 6010

✉ fukushi-shien@town.aikawa.kanagawa.jp

第3次愛川町生涯学習推進プラン(案)

令和6年度から令和11年度までを計画期間とする、新たな時代に
ふさわしい生涯学習を推進するために必要な施策などをまとめた
計画です。

問 生涯学習課 生涯学習班

☎(内線) 3642 FAX 046(286) 4588

✉ shogaigakusyu@town.aikawa.kanagawa.jp

愛川町水道事業経営戦略改訂版(案)

将来にわたって水道サービスを安定的に継続するために、中長期
的な経営の基本計画として、「愛川町水道事業経営戦略の改訂版」
の策定を行います。経営戦略の計画期間は中長期的な観点から、
令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

問 水道事業所 業務班

☎(内線) 3486 FAX 046(285) 8710

✉ suido@town.aikawa.kanagawa.jp

美化活動に一役 清掃用品を寄付していただきました

問 教育総務課 庶務施設班 ☎(内線) 3613

昨年11月16日、厚木愛甲地区更生保護女性会(前頭七恵
会長)から、清掃用品の雑巾300枚が町に寄付されました。

同会の「小・中学校
における美化活動
の活性化に役立
ててもらいたい」と
いう意向を受け、
町では早速、町内
の小・中学校に配
布しました。



前頭会長(中央左)と佐藤教育長、同会の皆さん

あいかわ公園の野鳥

問 郷土資料館 ☎ 046(280)1050

県立あいかわ公園に訪れる
数多くの野鳥の様子を写真
で紹介します。

展示写真は、郷土資料館で
令和5年5月に開催した「あ
いかわ公園の野鳥 2023」
の折、坂本堅五さん、孫田み
ゆ気さん、八木 徹さんから
提供を受けたものです。



風の丘のホオジロ(坂本さん撮影)

ラビンプラザ

☎ 1月13日(土)～25日(木)

レディースプラザ

☎ 3月3日(日)～16日(土)

※展示場の開室時間帯・休日は、各施設の開館時間・休館日となります。

厚木税務署からのお知らせ

問 厚木税務署
☎ 046(221)3261

所得稅の電子申告[e-Tax]

確定申告はスマホからがおすすめです!

混雑する会場で並んだり申告書を郵送する必要がなくなりますので、ご自宅からのe-Taxをご利用ください。

電子申告の方法

- STEP 1** 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
所得稅の申告書は、スマートフォンやパソコンで作成できます。
- STEP 2** 申告書などを作成
画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書などが作成できます。自動計算なので計算誤りはありません。
- STEP 3** マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出
「マイナンバーカード対応」のスマートフォンまたはICカードリーダーが必要で



国税庁 確定申告書等作成コーナー

- スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動で入力
- 青色申告決算書や収支内訳書も作成できます
- 消費稅の申告にも対応しています

国税庁e-Taxキャラクター
イータ君

国税庁ホームページ
「確定申告書等作成コーナー」▶



税理士無料申告相談 ～申告書を作成できます～

小規模納稅者の所得稅と消費稅、年金受給者・給与所得者の所得稅の申告を対象とした、税理士による無料申告相談を開催します。
(土地、建物及び株式等の譲渡所得がある方を除く)

2月7日(水)～9日(金)

受け付け:午前9時～午後3時(相談は午後4時まで)

文化会館3階 大会議室

※アミュー厚木amyuスタジオでも、2月1日(木)～2日(金)に開催します。

- 持ち物 確定申告提出書類、給与や年金などの源泉徴収票、各種所得控除額が分かる書類、マイナンバーが分かるもの、本人確認書類

1月10日(水)からオンラインによる 事前申込を受け付けます

- 申込期限 厚木会場は1月29日(月)まで
愛川会場は2月4日(日)まで

詳しくは事前申込サイトをご覧ください。
当日入場整理券(受付時間指定)も配付しますが、無くなり次第終了となります。

東京地方税理士会厚木支部ホームページ
「事前申込サイト」▶



オンラインによる「事前申し込みサイト」に関するお問い合わせは、
☎ 050(1808)7285 へ。

※電話での事前申し込みの受け付けは行っていません。

厚木税務署での申告書作成会場 ～原則、スマートフォンで申告書を作成～

申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
配付状況に応じて受け付けを早く締め切る場合があります。

入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。国税庁のLINE公式アカウントを友だち追加していただくことでご利用できます。

LINEの
友達追加はこちらから!▶



2月16日(金)～3月15日(金)の平日、
2月25日(日)

受け付け:午前8時30分～午後4時(相談は午後5時まで)

厚木税務署4階(厚木市水引1-10-7)

- 持ち物 源泉徴収票など申告書作成に必要な書類、スマートフォンおよびマイナンバーカードなど

※ 駐車場は台数に限りがあります。確定申告期間中、満車の場合の入庫待ちはできません。ご来署の際は、公共交通機関をご利用ください。

申告書の提出・納付期限

所得稅・贈与稅は3月15日(金)、個人事業主の消費稅は4月1日(月)までです。

国税に関するご相談

確定申告期は電話が混み合い、つながりにくい場合があります。ご相談の際は、国税庁のホームページより「タックスアンサー」「チャットボット(ふたば)」をご活用ください。

● タックスアンサー

よくある稅の質問に対する一般的な回答の検索ができます

● チャットボット(ふたば)

AI(人工知能)を活用したチャット(会話)ロボットの
稅務職員「ふたば」が質問に自動回答します

国税庁ホームページ
「稅について調べる」▶



簡単・便利な国税のキャッシュレス納付

いつでもどこでも納付手続きが可能なキャッシュレス納付(口座振替、スマホアプリ納付、コンビニQR納付)をぜひご利用ください。

償却資産(固定資産税)の申告は 1月31日まで

問 税務課 資産税班 ☎(内線)3278

固定資産税は土地・家屋のほか、償却資産にも課税されます。償却資産の所有者は、地方税法により毎年1月1日の時点で所有する資産について、その資産が所在する市町村へ申告することになっています。

申告用紙は12月中に発送しています。届いていない方や、町内で新たに事業を始めた方はご連絡ください。

● 申告対象者

事業(工場、事業所、商店、不動産業など)を営んでいる個人および法人

● 申告期限・方法

1月31日(水)までに直接または郵送で税務課へ

主な償却資産

構築物・建物附属設備	プレハブの簡易事務所や物置、資材・ごみ置き場、門、外灯、駐車場舗装、受変電設備、屋外給排水設備など
機械および装置	金属加工設備、食品製造機械、クレーン、印刷機械など
車両および運搬具	フォークリフト、大型特殊自動車、台車など ※自動車税、軽自動車税の課税対象車両は除く
工具・器具および備品	看板、自動販売機、ルームエアコン、事務机、椅子など

償却資産とは、事業を営んでいる個人・法人が所有する有形の固定資産(土地・家屋以外の構築物、機械装置、工具・器具および備品など)です。

※インターネットを使って申告ができる
エルタックス
eLTAXが利用できます。
詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。



eLTAX 地方税ポータルシステム

かなテクカレッジ(県立総合職業技術校)

問 県産業人材課

☎ 045(210)5715

2024年4月生 Ⅱ期募集について

● 対象者 職業に必要な知識、技術・技能を習得して、就職する意思がある方

● 推薦枠・優先枠

- 特定世代(就職氷河期世代)優先枠
- 定時制・通信制高校推薦枠
- ひとり親家庭優先枠

● 実施校

かなテクカレッジ東部(東部総合職業技術校) ☎ 045(504)2810
かなテクカレッジ西部(西部総合職業技術校) ☎ 0463(80)3002

● 募集コース(校によって異なります)

精密加工エンジニア、機械CAD、電気、溶接・板金、庭園エクステリア施工、住環境リノベーション、介護調理など24コース。一部コースは授業料無料。



県ホームページ
かなテクカレッジ
(県立総合職業技術校)

● 募集期間 1月9日(火)から2月5日(月)まで

● 申込方法

ハローワークで事前手続後、各校へ郵送(消印有効)または持参

● 選考日

2月18日(日)

● 募集案内・入校申込

各校・ハローワークなどで配布しています

● 募集イベント

体験入校、オープンキャンパス
(詳しくは各校のホームページをご覧ください)



左から小野澤町長と
上地克明横須賀市長

愛川町の蔵元が造った日本酒 「よこすか無双龍」を堪能あれ

！今年は辰年！！

問 一般財団法人シティサポートよこすか企画・総務部企画課
☎ 046(823)1915

● 販売価格

純米大吟醸「よこすか無双龍」720ミリリットル
3,300円(税込)

● 販売所など

- 横須賀応援ふるさと納税
- よこすかポートマーケット(ヨコスカスーベニアショップ)
- 猿島航路ターミナル
- 軍港めぐりターミナル
- 横須賀海軍カレー本舗
- AMALFI Marina Blu(レストランメニューのみ)ほか

本町の大家孝造が丹沢の伏流水で仕込んだ純米大吟醸の日本酒「よこすか無双龍」が、横須賀市内で販売されています。

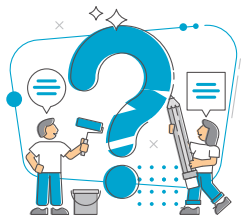
この日本酒は、本町と同市が「軍港水道」で結ばれていた縁から、企画・製造されたもので、並ぶことのないほど優れている「無双」に、水を繋いだ二つの街の友好と繁栄を象徴する「双龍」をかけて命名。食事と共に楽しみいただける逸品です。



8代目蔵元 大矢俊介さん



20歳になったら国民年金



日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、誰もが国民年金に加入することになっており、20歳になると保険料の納付が始まります。年金制度を正しく理解していただくため、国民年金への疑問にお答えします。

国民年金 Q&A

問 国保年金課 国保年金班 ☎(内線)3378
厚木年金事務所 ☎046(223)7171

Q 20歳になったときの手続きは？

A 加入手続きは不要です

20歳になってからおおむね2週間以内に、「国民年金加入のお知らせ」「国民年金保険料納付書」「国民年金の加入と保険料のご案内」「保険料の納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒」が郵送されます。また「基礎年金番号通知書」はこれとは別に郵送されます。

届かない場合は、国民年金の加入手続きが必要ですので、町役場の国保年金課か厚木年金事務所まで手続きをしてください。

Q 厚生年金の保険料を納めています。国民年金の保険料も納めるの？

A 別途納める必要はありません

厚生年金の加入者(第2号被保険者)の場合、20歳になってから60歳になるまでの加入期間は、国民年金の保険料も合わせて納めていることになるので、別途納める必要はありません。また、原則として65歳未満の厚生年金・共済組合加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(第3号被保険者)は、その被扶養期間が国民年金保険料を納めた期間に入りますので、個人で納める必要はありません。

Q 保険料が納められない。どうすればいい？

A 保険料の免除・猶予の制度があります

経済的な理由により保険料が納められないときのために、「保険料免除制度」があります。また、学生には「学生納付特例制度」、50歳未満の方(平成28年6月以前の申請については30歳未満の方)には「納付猶予制度」があり、一定の基準を満たしていれば保険料が免除・猶予されます。

免除・猶予を受けずにそのままにしておくと、将来、年金を受けられなくなる可能性もありますので、ご注意ください。

Q 年金は老後のためだけのもの？

A 老後のため「だけ」ではありません

病気やけがで障がいが残ったときに障害基礎年金、一家の生計を支えてきた加入者が亡くなったときに遺族基礎年金を受けられる場合があります。

令和5年度の年金額

● 障害基礎年金(年額)

1級 993,750円+子の加算額

2級 795,000円+子の加算額

※障害基礎年金の等級は、障害者手帳の等級とは異なります。

● 遺族基礎年金(年額)

795,000円+子の加算額

Q 保険料を納めるのは何年間？

A 60歳までの40年間です

国民年金の保険料は、20歳になってから60歳になるまでの40年間かかります。全ての保険料を納付すると、65歳から満額の老齢基礎年金(令和5年度は年額795,000円)を受けられます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには、保険料を納めた期間、免除・猶予期間、合算対象期間の合計が10年以上である必要があります。

獣害防除柵などの設置費用を一部助成します

ニホンザルやニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシンなどの動物による農作物への被害を防ぐため、獣害防除柵などを設置する方に対して、費用の一部を補助しています。

● 補助対象 次の要件を全て満たす方

- ① 町内に住所があり、現に居住している方
- ② 町内で自ら農地を所有している方または利用権の設定などの法的な手続きにより農地を借用している方で、防除柵または電気柵を設置した方
- ③ ②の農地における耕作面積が2アール以上であること
- ④ 町税(国民健康保険税を含む)に滞納がないこと

● 補助率 3分の2(一部条件4分の3)

問 農政課 農政班 ☎(内線)3533

● 補助金限度額 10万円(一部条件20万円)

● 交付申請期間 購入した日から1年以内

● 交付申請可能回数 一筆の土地につき1回

● 申請方法

申請書に次のものを添付し、農政課へ

● 領収書またはこれに準ずる書類

● 設置位置図 ● 設置写真

※新しく設置した場合以外に、「増設」「ソーラー切り替え」「補修」も対象となる場合があります。設置の際は、ご相談ください。

母子・父子・寡婦家庭への 修学資金などの貸付制度

問 厚木保健福祉事務所 生活福祉課
☎046(224)1111 (内線)3247



県では、母子・父子・寡婦・父母のいない家庭などの生活を支援し、子どもの福祉を向上させるために、修学資金・就学支度資金などの貸し付けを実施しています。

貸付額は、右記の限度額以内で必要と認められる額です。貸し付けにあたっては、審査があります。相談は合格決定前から受け付けていますので、早めにご相談ください。

なお、県教育委員会が行う奨学金制度や、独立行政法人日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている方は、貸し付けを受けることができません。

貸付制度の内容と限度額

学校の種別	修学資金		就学支度資金	返済回数
	貸付月額	貸付月数	貸付総額	
小学校	—	—	64,300円	20回(10年)
中学校	—	—	81,000円	20回(10年)
高等学校、 専修学校高等課程	公立	18,000円	36ヵ月 150,000円	120回(10年)
	私立	30,000円		
専修学校一般課程	公立 私立	34,000円	24ヵ月 150,000円	60回(5年)
高等専門学校 かつこ内は 4年生以降の金額	公立	21,000円 (45,000円)	60ヵ月 150,000円	120回(10年)
	私立	32,000円 (65,660円)		
短期大学、 専修学校専門課程	公立	45,000円	24ヵ月 410,000円	120回(10年)
	私立専門	59,330円		
	私立短大	62,330円		
大学	公立	47,330円	48ヵ月 410,000円	120回(10年)
	私立	72,330円		
大学院(修士課程)		88,000円	24ヵ月 (公立) 410,000円	240回(20年)
大学院(博士課程)		122,000円	36ヵ月 (私立) 580,000円	240回(20年)

●修学資金

高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学、大学院で修学するために必要な資金

●就学支度資金

小・中・高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学、大学院への入学に必要な資金

商工振興資金利子補給補助制度、 信用保証料補助制度

問 商工観光課 商工労政班
☎(内線)3524

町内にある中小企業者が次の融資を受けた場合に、償還利子の一部を補助する「商工振興資金利子補給補助金」と、融資を受ける際に支払った信用保証料の一部を補助する「信用保証料補助金」を設けています。

●補助要件 納期の経過した町税を完納していること

●申請方法 商工観光課にある申請書に必要事項を記入し、金融機関で融資確認を受けた上で、商工観光課へ。

●申請期限 1月31日(水)

種類 項目	商工振興資金利子補給補助金	信用保証料補助金
補助対象資金	次の資金を借り入れた場合に、利子の一部を補助します。 ●町中小企業事業資金 ●県小規模事業資金 ●県小口零細企業保証資金 ●県経営安定資金 (神奈川県中小企業制度融資) (実施要領第3項第3号に限る) ●県創業支援融資 ●日本政策金融公庫国民生活事業資金	次の融資を受ける際に支払った信用保証料。 ●町中小企業事業資金 ●県小規模事業資金 ●県小口零細企業保証資金 ●県経営安定資金 (神奈川県中小企業制度融資) (実施要領第3項第3号に限る) ●県創業支援融資
補助期間	借入れの月から3年間	
補助率・補助額	1年間に支払った利子の2分の1 (上限100,000円)	●町中小企業事業資金を借りた場合は上限30,000円 ●県小規模事業資金などを借りた場合は上限15,000円 ●県の創業支援融資は上限30,000円

※セーフティネット保証制度を利用した融資はこれらの補助の対象とはなりませんので、ご注意ください。

